

What's New?

(財)東京市町村自治調査会は、東京都全市町村の総意によって設立され、多摩・島しょ地域における広域的課題や共通課題の調査研究、情報提供、多摩地域の広域的市民ネットワーク活動に対する支援などを行っています。

No.277

かゆいところに手が届く! 多摩・島しょ自治体お役立ち情報

自治調査会では、今年度の調査事業として「かゆいところに手が届く!多摩・島しょ自治体お役立ち情報」に取り組んでいます。市町村職員が日常業務を進める中で、他の市町村の動向を調査したいと思うことは少なくないと思います。しかし、現場担当部署では、調査に割く予算や人員、時間のゆとりがありません。そこで、市町村横断的な行政課題の解決を掲げる自治調査会が、各市町村の現場担当職員に代わり調査要望を実現することを目的とし、本調査事業を行います。

平成23年4月に多摩・島しょ地域39市町村に対して調査要望を募集したところ、多くの市町村から回答があり、全部で109項目もの調査要望が集まりました。この109項目を比較的類似する内容ごとに集約し、最終的に18項目に再編しました。その中から次の5点を選考基準として、本年度の調査テーマを決定しました。

- 1 過去に調査実績のない項目
- 2 調査要望が多かった項目
- 3 職員に身近な項目
- 4 時期的に旬な項目
- 5 自治調査会で必要と判断した項目

この調査結果は、従来の調査研究とは異なり報告書としてではなく、多くの職員が手に取ることのできる自治調査会ニュース『What's New?』の特集として今月から順次発表します。

調査テーマ

- ・多摩地域30市町村におけるコンビニ納付制度の検証
- ・スーパークールビズ導入などの積極的な節電効果
- ・文化財等の所有数と保管・管理方法
- ・東日本大震災における自治体の対応と課題
- ・窓口における職員のちょっとした疑問に関する調査
- ・庁内の共通業務の集約化に関する調査



かゆいところに手が届く! 多摩・島しょ自治体お役立ち情報

第1回 『多摩地域30市町村におけるコンビニ納付制度の検証』 —年金特別徴収や口座振替の補助的方法としての導入を—

調査部研究員 平山 剛

平成16年4月、東京都が自動車税を対象に日本で最初のコンビニ納付制度を導入し、その後固定資産税・都市計画税、個人事業税、不動産取得税などに対象科目の種類を拡大させました。多摩地域でも、平成16年5月に三鷹市が軽自動車税のコンビニ納付を始めたのを最初に、平成17年には、日野市、町田市が軽自動車税のコンビニ納付を始めました。平成23年4月現在、18の団体が1つ以上のコンビニ納付対象科目を設定しています。

各市町村で、どの科目をコンビニ納付の対象としているのかはすでに明らかになっています。しかしコンビニ納付制度の導入は効果があるのか、またどの科目で効果が出やすいのかなど、市町村にとって「かゆいところ」であるコンビニ納付導入後の結果にまで踏み込んだ調査は実施されていません。

そこで今回、平成23年6月から7月にかけて「多摩地域30市町村におけるコンビニ納付導入状況調査」¹を実施し、この結果をもとに多摩地域におけるコンビニ納付を取り巻く状況を明らかにしました。これからコンビニ納付制度を導入しようとする市町村だけでなく、すでにコンビニ納付制度を導入した市町村においても比較検証のための基礎情報として活用していただきたいと思います。

1. コンビニ納付制度の導入状況—軽自動車税を中心に導入が拡大—

図1(3ページ)は多摩地域で1つ以上のコンビニ納付対象科目を設定している18団体のコンビニ納付制度導入時期と導入科目を整理したものです。平成17年度までは軽自動車税の導入市町村が増加する「水平展開」が起きました。平成18年度以降は、軽自動車税にコンビニ納付制度を導入した市町村が、新たに個人市町村民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税を追加導入する「垂直展開」が起きました。平成21年度以降は再びこの傾向が変化し、毎年度新たにコンビニ納付制度を導入する市町村が増加する「水平展開」が再び始まりました。しかし平成17年度までの「水平展開」とは異なり、すでに他市町村による複数科目のコンビニ納付制度導入の成功を見て、コンビニ納付制度を導入する時点から複数の科目を対象とする市町村が増加する「複数科目の水平展開」が起きています。平成24年度の導入予定を見ると、今後しばらくはこうした複数の科目を導入時から対象とする市町村が増加することが予想されます。

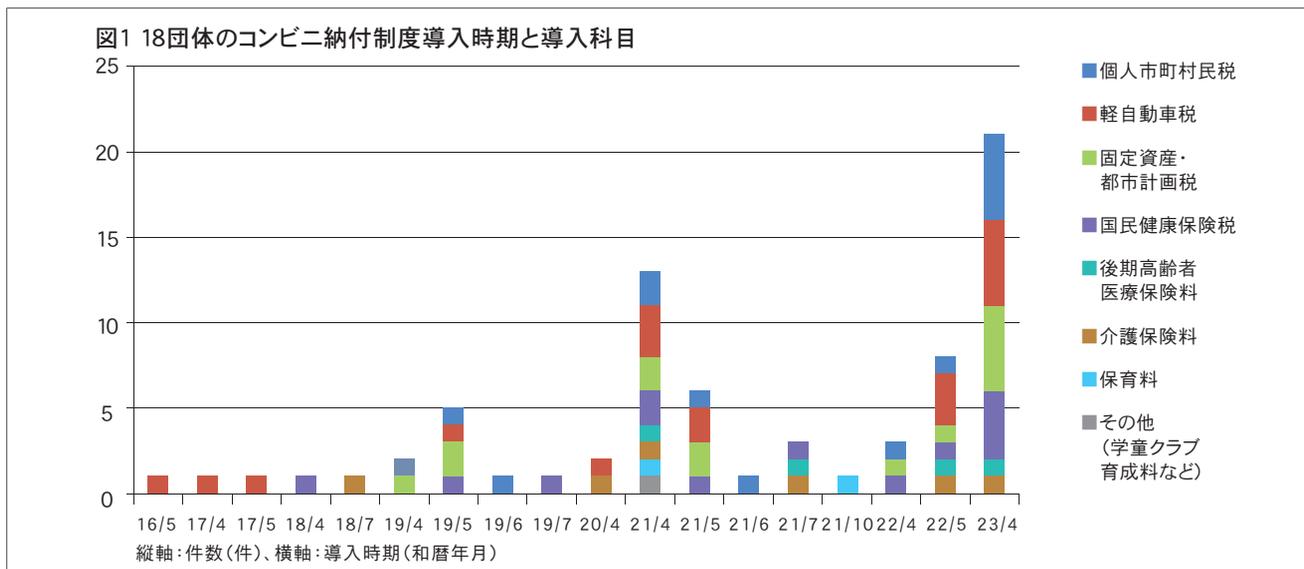
次にコンビニ納付制度の対象科目を確認します。コンビニ納付制度を導入しているすべての団体が、軽自動車税を対象としています。その他個人市町村民税、固定資産・都市計画税で14団体、国民健康保険税が13団体、後期高齢者医療保険料4団体、介護保険料6団体、保育料2団体となっています。

ここで明らかになったことは、後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料のコンビニ納付制度導入率の低さです。コンビニ納付の対象科目として「導入予定なし」に1科目でも該当した市町村のうち、後期高齢者医療保険料について「導入予定なし」と回答した団体は、全体の93.3%となります。同様に介護保険料は66.7%、保育料は80.0%となっています。これら3つをコンビニ納付制度の対象としなかった理由を整理すると、後期高齢者医療保険料と介護保険料は年金特別徴収が中心であり、コンビニ納付の効果が見込めないこと、特に後期高齢者医療保険料は広域連合が賦課主体であるため、コンビニ納付の手数料だけが市町村の負担となることが挙げられています。また保育料は、従来から原則口座振替とする団体が多く、この点でコンビニ納付の効果が見込めないためコンビニ納付の対象としない団体が多く見られます。このように後期高齢者医療保険料、介護保険料、保育料はコンビニ納付制度の対象として敬遠されがちですが、これらの科目がコンビニ納付制度に適していないと判断される論拠について、第2節、第3節で詳しく説明します。

またコンビニ納付利用者数が期待できないため収納率向上に寄与しないという理由のほかに、コンビニ納付限度額が30万円に制限されているため納付対象債権が限定されてしまうことや、システム改修など導入・維持経費が追加でかかること、手数料が割高であるため徴収経費が増大することなどもコンビニ納付の導入を阻害する要因となっています。この点については第4節でさらに詳しく解説します。

なおコンビニ納付制度導入済のすべての団体が、セブンイレブン、ファミリーマート、ローソン、サークルKサンクス、ミニストップ、スリーエフ、デイリーヤマザキ、ポプラをコンビニ納付取扱事業者としています。その他の取扱事業者の割合は、コミュニティストア94.4%、セブオン72.2%、コストア61.1%となっています。

¹ 「多摩地域30市町村におけるコンビニ納付導入状況調査」は、多摩30市町村納税担当課を対象に(1)コンビニ納付制度の対象科目、(2)これまでコンビニ納付制度を導入しなかったまたは今後導入する予定がない理由、(3)コンビニ納付制度導入年月、(4)コンビニ納付が可能な店舗の種類、(5)収納取扱手数料及び払込限度額、(6)収納総件数及び収納総額に占めるコンビニ納付の割合、(7)1件あたりのコンビニ納付平均額、(8)コンビニ納付制度導入年度前後の収納率、(9)コンビニ納付制度のイニシャルコスト及びランニングコスト、(10)コンビニ納付制度導入にあたり問題となった点の10項目についてアンケート調査を実施しました。

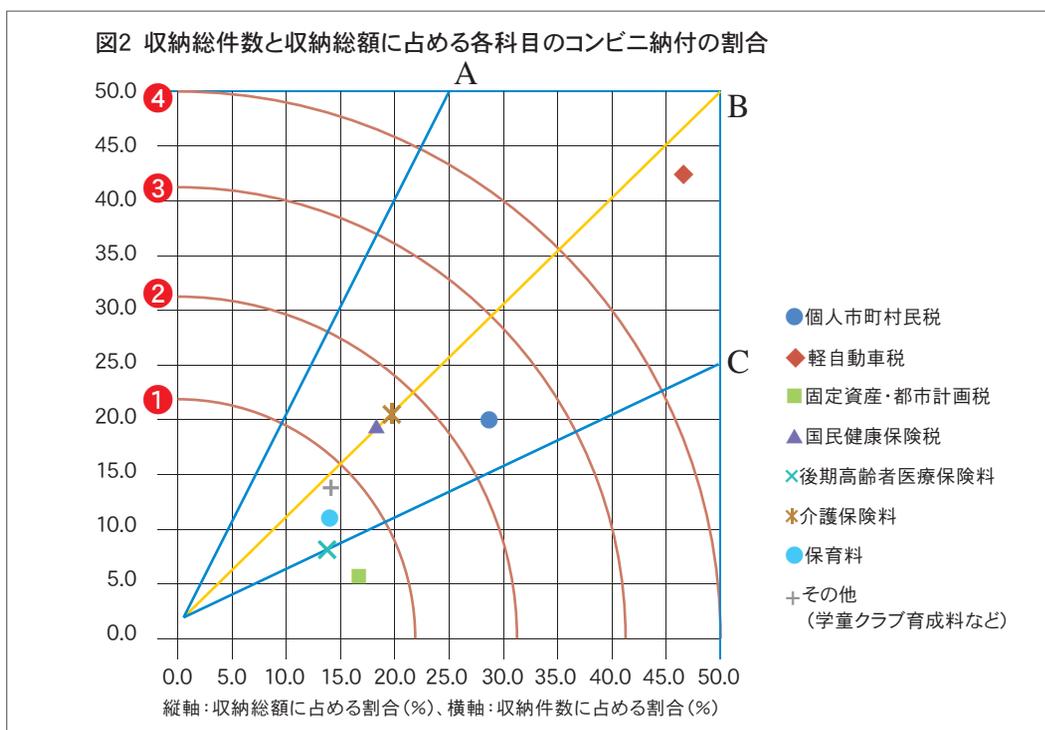


2. コンビニ納付に適した科目—年金特別徴収や口座振替率が低い少額債権—

図2は収納総件数と収納総額に占める各科目のコンビニ納付の割合を示したものです。B線は収納総件数と収納総額に占めるコンビニ納付の割合が同じ値であることを示しています。これに対して傾きが大きければ収納総件数に対して収納総額が大きい状態、逆に傾きが小さければ収納総件数に対して収納総額が小さい状態を示しています。つまりB線からA線に近づくほど大口債権が多く、B線からC線に近づくほど少額債権が多いということになります。コンビニ納付の取扱限度額は30万円以下に制限されているため、図2ではほとんどの科目がB線からC線の間には分布していることが確認できます。

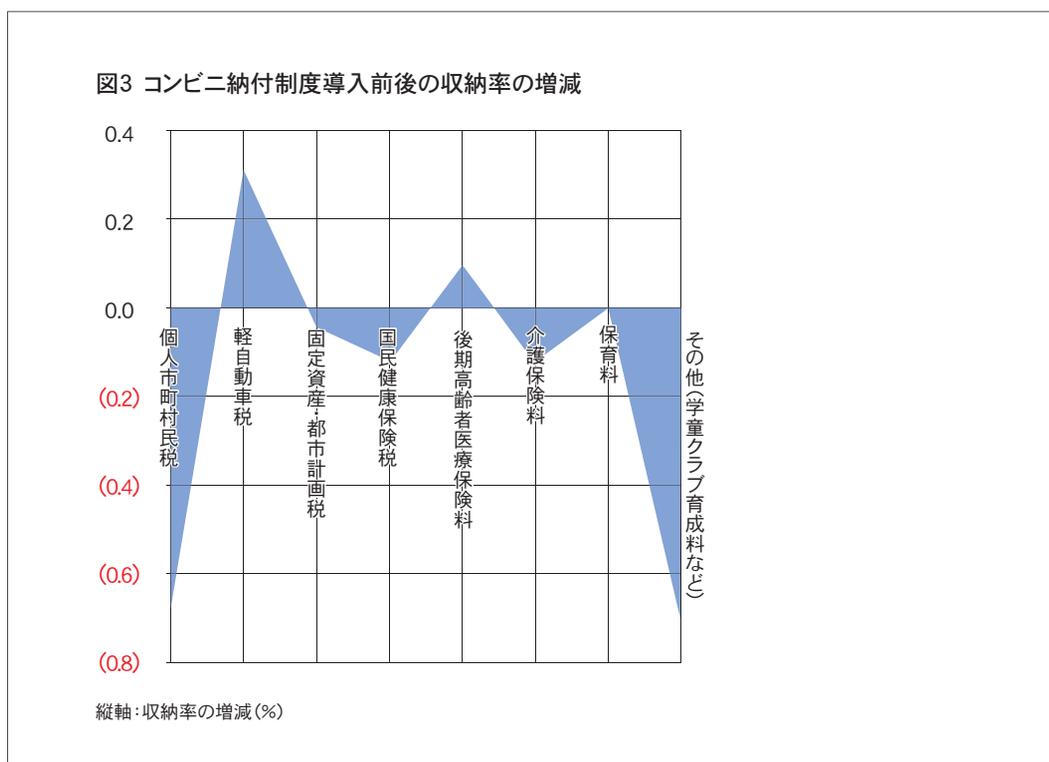
次にコンビニ納付の効果を示したものが、縦軸と横軸の同じ値を結ぶ曲線です。①から④に向かってコンビニ納付の占める総件数、総額が増大することを示しており、④の外側で効果は最大となります。図2で顕著な特徴を示しているのが軽自動車税です。軽自動車税は収納総件数の46%、収納総額の43%をコンビニ納付が占めています。これに続き、個人市町村民税が収納総件数の29%、収納総額の20%となっています。年金特別徴収が開始された国民健康保険税、後期高齢者医療保険料は、収納総件数、収納総額ともに20%前後と効果はやや下がります。また口座振替率が高い保育料は、収納総件数の14%、収納総額の11%と効果はさらに下がります。

以上の結果から、年金特別徴収や口座振替率が低くかつ少額債権が多い科目がコンビニ納付に適しているということがわかります。つまりコンビニ納付は、年金特別徴収や口座振替で回収しきれない債権の補助的な徴収方法であるといえます。



3. コンビニ納付導入の効果検証—日常的な所持金額の範囲内の支払にコンビニ納付が有効—

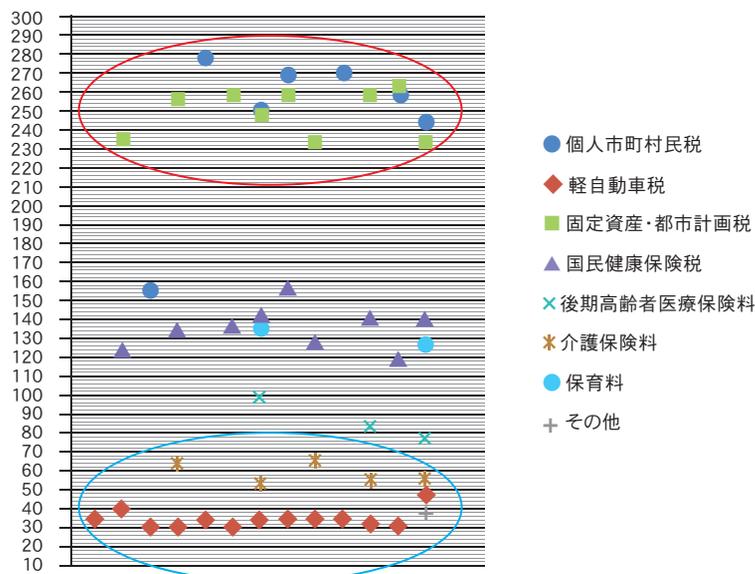
第2節で検討した科目ごとのコンビニ納付制度導入の適性について、実際にコンビニ納付制度を導入した市町村の制度導入前年度と制度導入年度の収納率の変化から検証します。図3は多摩地域の市町村におけるコンビニ納付制度導入前後の平均収納率の変化を導入科目ごとに整理したものです。科目により収納率の変化は大きく異なることがわかります。軽自動車税で+0.3%とコンビニ納付制度導入の効果が表れている半面、個人市町村民税で-0.7%、固定資産・都市計画税、国民健康保険税で-0.1%という結果になっています。この点について、多摩地域の市町村の多くがコンビニ納付制度の導入を始めた平成21年度は、GDP成長率が大幅なマイナス成長を記録した時期と重なっており、コンビニ納付制度導入の効果が経済悪化の影響により隠されてしまった可能性があること、また図3はコンビニ納付制度導入後一定期間の経年変化を計測したのではなく、各団体に制度導入年度が異なることから一面的に判断はできませんが、必ずしもコンビニ納付制度の導入が短期的に顕著な収納率の向上に結び付くとは限らない危険性を示しています。特に経済状況すなわち住民の所得状況に強く影響される科目は、経済悪化により収納率の減少幅が大きくなるため、コンビニ納付制度の効果が見えにくくなるという特徴があります。



次に各科目間でコンビニ納付制度の導入効果の違いが発生する原因を検証します。図4(5ページ)はコンビニ納付1件あたりの納付金額を分布図で整理したものです。個人市町村民税と固定資産・都市計画税が高位にあり、国民健康保険税ほか保険料が中位、軽自動車税の納付金額が下位にあることがわかります。平均納付金額を確認しても、個人市町村民税が25,100円、固定資産・都市計画税が24,900円、国民健康保険税が13,600円、軽自動車税が3,400円となっており、各科目間にはかなり大きな差が発生しています。

コンビニ納付制度導入による収納率の変化と平均納付金額を比較すると、収納率の変化が0以下になっている個人市町村民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税の1件あたりの納付金額は比較的高額であるのに対し、収納率がプラスになっている軽自動車税の納付金額は少額であるということがわかります。この結果から、1件あたりの納付金額が多いほど、納付方法としてコンビニ納付が選択されにくいということがわかります。ここにはコンビニ納付が日常生活の延長線上で行われること、つまり日常的な所持金額の範囲内の支払いの場合にコンビニ納付が選択されやすいという事情がうかがえます。以上からコンビニ納付は1件あたりの納付金額が少ない科目に適した方法であるといえます。

図4 コンビニ納付1件あたりの納付額の分布



縦軸：1件あたりの納付額(単位 百円)

4. コンビニ納付のコスト—手数料は1件55円～64円—

コンビニ納付制度を導入した18団体の初回導入科目数を見てみると、1科目が9団体、4科目が6団体、5、6、8科目がそれぞれ1団体となっています。1科目から試験的に導入する団体が多いことが特徴ですが、平成20年度以降は、初回から複数科目を導入する事例が増えています。18団体のコンビニ納付制度導入年度のインシャルコストは1科目あたり平均21,176千円、ただし初回導入科目数が1科目の場合には、平均25,976千円であり、科目数の増加がインシャルコストの減少をもたらす傾向にあります。また18団体の平成22年度のランニングコストは平均1,628千円となっています。

コンビニ納付制度導入済18団体におけるコンビニ納付1件あたりの収納代行手数料は、科目に関係なく、44.4%の団体が最小額の1件55円に設定しており、最高額64円までの10円以内にすべての団体が集中しています。

最後にコンビニ納付制度導入済団体がコンビニ納付制度導入時に直面した問題点を整理します。第1節で述べた導入経費・手数料の負担増や1件30万円の限度額、事務量の増加、導入準備期における庁内調整の困難のほか、納付書の取扱期間の問題、延滞金発生債権の取扱い、従来の複数枚つづりの納付書を単票にしたことによる期別錯誤などの苦情、帳票承認・現金化にかかる時間が膨大であること、収納データが税料別に送信されるだけで各税料の詳細がないことなどが導入時の問題点として挙げられています。

まとめ

コンビニ納付は年金特別徴収や口座振替率が低くかつ少額債権が多い科目に適したものであるといえます。しかし、すべての科目で収納率上昇が保障されているわけではなく、またすべての市町村でコンビニ納付の効果があるとも断言できません。各市町村の特別徴収の状況や口座振替の状況、インシャルコスト等を見たうえで導入を決定すべきであるといえます。

特に口座振替と比較してコンビニ納付制度の収納代行手数料は、従価制ではなく、従量制であるため、納付件数が増加するごとに手数料総額も増加します。したがって少額債権はコンビニ納付に適しているものの、逆に債権総数の多い少額債権のコンビニ納付の増加は徴収費用の増大を招きます。この点で、なるべく口座振替制度を進め、口座振替の補助的方法としてコンビニ納付制度を利用することが望ましいのではないかと考えられます。

次回の連載は、「スーパークールビズ導入などの積極的な節電効果」です。

平成23年度の調査研究テーマの中から2本を紹介します。

新たな財源の創出に関する事例調査

(1) 背景・目的

自治体が独自性を持った経営を行う中で、歳入の確保は必須ですが、昨今の社会情勢の悪化などによる税収入の減少など、財源の確保については厳しい状況となっています。

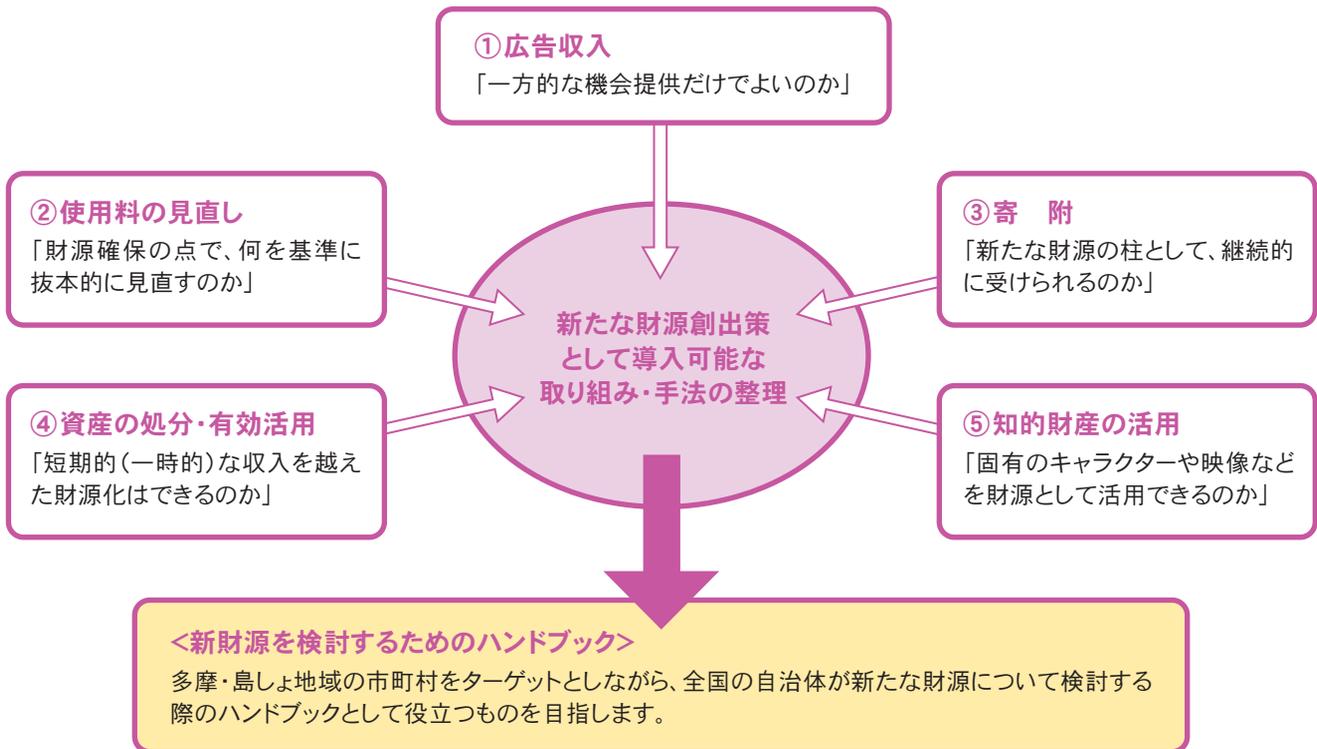
財源の確保のために、多摩・島しょ地域を含む全国の市町村では、各種の広告収入、ネーミングライツ(命名権)契約、印刷物の寄附などによる経費削減、公共施設の使用料などに関する受益者負担の見直しなど、さまざまな財源確保策に取り組んでいます。

しかし、市町村の規模、地域資源、環境などの違いから他の市町村と横並びの財源創出策が必ずしも直接的な収入増につながるとは限らず、各市町村にあった施策が必要となっています。

そこで、全国の自治体が実施している財源創出策を洗い出した上でその効果や継続性を検証し、多摩・島しょ地域で新たな財源創出策として導入可能な取り組みや手法を整理します。

(2) 方向性・内容

今回の事例調査における「新財源」の位置づけと役割を明確にし、多摩・島しょ地域における財源創出策の実施状況を把握したうえで、比較的容易に導入ができ、直接的な収入増につながる方策として、次の5つの項目に着目して調査・分析を行います。



(3) 主な調査手法

1. 文献調査
2. 多摩・島しょ自治体へのアンケート(財源創出策の実施状況、課題などの把握)
3. 先進事例ヒアリング、視察(実施に至る合意形成・準備方法、評価(成功要因)、実施上の課題、今後の展開などの調査)
4. 有識者ヒアリング

高齢者の社会的孤立の防止に関する調査

1. 背景

昨年明らかになった「100歳以上の所在不明」問題は、家族や親族・地域における高齢者の社会的な孤立の発生とそれに伴う孤立死等の問題を改めて顕在化させ、マスコミ報道の影響もあり、「高齢者の所在不明問題」や「無縁社会化問題」について社会的な関心も高まりました。

地域における高齢者の社会的孤立は、孤立死や生活困窮や家族介護疲れ等に起因する高齢者による犯罪、高齢者虐待や消費者被害に遭う危険因子でもあり、早急に解決が図られるべき最重要の社会福祉課題のひとつとなっています。

このような状況への対応として、従来から自治体の実施する高齢者福祉サービスや民生委員活動、社会福祉協議会の地域福祉活動、自治会・町内会等の住民自治組織等での様々な取り組みが実施されてきました。

また、地域包括支援センターが各地に設置され、ひとり暮らし高齢者の把握や相談事業等が行われていることにより、社会的孤立に関する実態把握や解決に向けた取り組みは一定の成果をあげ始めました。

しかし一方で、家族関係の希薄化は深化し続けており、また、地域社会では地縁組織への参加率が低減傾向にあることに加え、個人情報保護制度のもとで、民生委員や自治会町内会等で社会的に孤立するリスクのある地域の高齢者の状況の把握はますます難しくなっています。

2. 目的

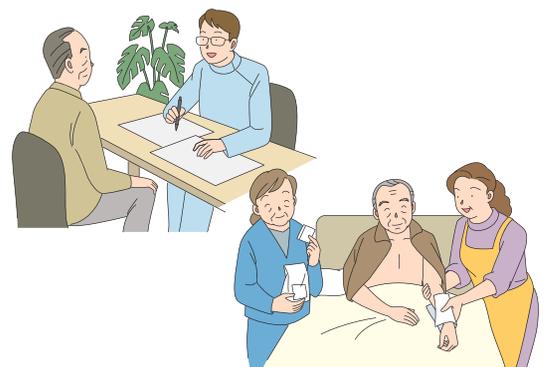
本調査は、このような状況認識に基づき、「在宅の高齢者の社会的孤立の防止及び早期対応のための各種の施策や取り組み」の実施内容・成果・課題状況等を把握し、特に多摩地域の市町村の今後の施策推進に有効な提言や情報提供を行うことを目的として実施します。

3. 調査内容

- (1) 全国及び多摩地域の高齢者の社会的孤立の状況の把握
- (2) 高齢者の社会的孤立の発生要因及び発生に伴う影響等の整理
- (3) 国、東京都における高齢者の社会孤立予防施策の取り組み内容の整理
- (4) 多摩地域における社会的孤立の予防施策の実施状況・課題状況の把握
- (5) 全国各地域・自治体における先駆的な取り組みの事例調査
- (6) 多摩地域において効果的な高齢者の社会的孤立予防施策のあり方、具体的な手法の検討
- (7) 多摩地域の市町村別カルテの作成

4. 調査方法

- (1) 文献調査
- (2) 自治体アンケート調査
- (3) 先駆的事例ヒアリング
- (4) 有識者ヒアリング調査
- (5) アドバイザーとの検討会



5. 調査体制

本調査は、(財)東京市町村自治調査会と三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)との共同調査で実施し、有識者がアドバイザーの役割を担います。



オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト

「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」では、平成23年度も自然環境保護および地球温暖化防止についての普及、啓発を目的とする市区町村の自主事業に対する助成を行っています。今回は福生市と八王子市の事業について紹介します。

① 福生市「みどりのカーテン大作戦」

ふっさ環境フェスティバルで、ゴーヤによるみどりのカーテンの記録を展示しました

福生市では、今年は夏の節電対策として、より多くの方にみどりのカーテンを普及するため、平成23年6月5日(日)開催の環境フェスティバルにて、みどりのカーテンの展示をしました。ふっさ環境フェスティバルとは、多摩川中央公園を会場に、市民の皆さんが環境にやさしいライフスタイルや自然との共生について啓発するために、毎年6月に開催している市民参加型の野外イベントです。

展示会場で説明を行ったのは、平成21年、平成22年に福生市の松林会館でみどりのカーテンを育成した職員です。過去に取り組んだみどりのカーテンの育成記録を展示し、来場した方に育て方の説明をしました。

また、ブースにお越しの方には、一人でも多く取り組んでいただけるよう環境課職員によりゴーヤの苗220株やゴーヤの種400袋を配布しました。

一方、ステージイベントでは、みどりのカーテンコンテストに2年連続入賞している福生第七小学校の児童が、みどりのカーテンの取り組み等について発表をしました。

約3,700人が参加した
会場の様子



福生第七小学校の発表





② 八王子市 「2011 八王子環境フェスティバル」

「はちおうじの環境をみる、きく、考える」をテーマに、市民団体・企業・学校・行政が協働で環境月間である6月に毎年開催し、今年で18回目となりました。

会場を八王子駅北口西放射線ユーロードに加え、南口とちの木デッキでも開催し、展示、体験学習、フリーマーケット、イベントなど一日楽しみながら環境に接していただけるよう企画しました。

なお、今回は先の東日本大震災の復興支援もテーマに掲げ、会場での義援金活動や福島県JAしらかわ、道の駅滝山による被災地の農作物の販売を行いました。また、全国でも有数の学園都市の強みを活かし、学生ボランティアも多数参加し活気あふれるフェスティバルとなりました。

開催概要

- ・開催日時：平成23年6月4日(土)
午前11時から午後5時30分まで
- ・開催場所：八王子駅北口西放射線ユーロード
南口とちの木デッキ
- ・来場者数：延べ45,000人
- ・出展者数：62の個人及び団体で計81ブース
内訳：市民団体等18、企業22、学校8、
行政10、フリーマーケット4
- ・協賛者数：34団体
- ・グリーティングセレモニーは約150名の皆様が出席
市長、副市長、教育長、東京都議会議員、
八王子市議会議員、地元町会・商店会長、
後援・協力団体、協賛・広告掲載者の皆様

イベントの内容

- ・各団体による環境に関する展示や体験ブースの出展
- ・環境スタンプラリーやお茶犬「ほっ」とバラエティショーの開催
- ・燃料電池機関車の乗車体験や演奏など学生による企画も大盛況

広報宣伝

- ・チラシ52,000枚、ポスター150枚を配付
- ・市のホームページや広報、その他各種メディアに掲載



2011環境フェスティバルの様子



来場者のお子さんと一緒に見入る黒須市長



大盛況の出展ブース



お茶犬「ほっ」とバラエティショー



学生による歌や演奏



オール東京62市区町村共同事業 みどり東京・温暖化防止プロジェクト

TOKYO EARTH WORKERS collection 2012

～みんなで環境を考える共同行動～ コンテスト開催

「アースワーカー」とは、環境を守る活動に自主的、積極的に取り組んでいる人たちの名称です。オール東京62市区町村が共同で取り組むみどり東京・温暖化防止プロジェクトの一環として、町内会や企業、学校等が実施している環境問題に係るさまざまな活動について、①環境活動②クリエイティブ(アート作品・ミュージック作品)の2つのコンテストを実施します。

●環境活動コンテスト

東京都内で地域や地球の環境保全、節電・省エネに寄与し得る活動や事業に取り組む、町内会、事業者、業界団体、市区町村、小中学校、高校、大学、生産者団体、協同組合、任意団体等を募集します。事前選考を通過した10団体程度にコンテスト当日プレゼンテーションを行っていただき、受賞活動を決定します。

●クリエイティブコンテスト(アート作品・ミュージック作品)

環境問題への啓発と東京の持つ地域性、文化性を融合して、「アート」という表現手法で制作された作品と創作者を募集します。事前審査で受賞作品を決定し、コンテスト当日に展示、紹介します。

コンテストを開催

日時:平成24年2月12日(日) 午後1時30分から午後4時

会場:国分寺市立いずみホール(国分寺市泉町3-36-12)

当日は、アイドリング!!!の皆さんもアースワーカーとして参加します。

環境活動コンテストにご応募ください!

各市町村で、地域で環境活動を行う団体等がありましたら、ぜひご応募いただけるよう、本コンテストをご紹介します。

また、市町村の取り組みも応募対象となります。ふるってご応募ください。

応募締切:10月31日(月)※当日消印有効

詳しくは、ホームページ<http://all62.jp/earthworkers/>をご覧ください。

【問い合わせ】

「TOKYO EARTH WORKERS collection 2012

～みんなで環境を考える共同行動～」事務局

TEL:03-6441-4893 FAX:03-6441-4894

Email:earthworkers@green-media.org

WE are EARTH WORKERS

TOKYOで、私たちにできること。
「EARTH WORKER(アースワーカー)」とは、
環境を守る活動に、自主的に積極的に取り組んでいる人たちのこと。
私たちが暮らす「EARTH」=東京のための、素敵な活動を募集します。

募集 環境活動コンテスト
町内会や企業、学校等が実施する中で行っている
環境保全活動や節電・省エネ活動を募集します。

募集 クリエイティブコンテスト
アート作品・ミュージック作品
環境問題や地域性、文化性を表現したアート作品やミュージック作品を募集します。

応募はこちら・<http://all62.jp/earthworkers/>

応募受付期間 2011年7月19日(水)～10月31日(月)
開催日 2012年2月12日(日) 国分寺市立いずみホール
お問い合わせ先 earthworkers@green-media.org
TEL:03-6441-4893 FAX:03-6441-4894

オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」
主催/事務局 東京都環境局 東京都環境局環境政策課 東京都環境局環境政策課
共催/協賛 東京都環境局環境政策課 東京都環境局環境政策課 東京都環境局環境政策課
実行委員会 東京都環境局環境政策課 東京都環境局環境政策課 東京都環境局環境政策課
この事業は、公益財団法人東京都環境局環境政策課からの助成により実施しています。

みどり東京・温暖化防止プロジェクト ホームページ <http://all62.jp/>

【環境活動コンテスト 昨年度の受賞活動】



○あきる野市 「森林レンジャーあきる野の森づくり」

森林保全等に専門知識や情熱を持つ人材を全国から公募し、「森林レンジャー」として組織。森林調査や尾根道整備のほか、地域住民と協働で景観整備を行うなど、地域と一体になって森づくりを進めています。



○青山商店会連合会 「土地の記憶プロジェクト」

青山商店会連合会が中心となり、地域の学校や企業と協力して青山通りを「生き物も通える道」にしていく活動。ピオトープを作って地域の環境を見つめ直し、環境によってつくられた土地の暮らしや文化を考えます。





市長会から

平成23年7月25日(月)に、市長会議が開催されました。主な内容については、下記のとおりです。

○東京都等からの連絡事項について

東京都環境局から、「東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入」について説明がありました。災害復興に向けて、被災地(県)、東京都及び(財)東京都環境整備公社が災害廃棄物の処理に関する協定を締結し、被災地の災害廃棄物を都内に運搬し、都内自治体や民間事業者が協力して破碎・焼却等の処理を円滑に行えるシステムを構築するものです。

多摩地域では、発電設備を有する7つの清掃工場において、可燃性廃棄物が処理される予定です。

○平成24年度東京都予算編成に対する要望(案)について

都知事に対して要請する多摩26市の予算要望を「多摩地域に対する都政の取り組みに関する要望」としてまとめました。要望は、①平成24年度予算編成について ②防災事業の充実と財政措置の確立について ③スポーツ祭東京2013(東京多摩国体)に対する支援についての3項目です。

また、市長会内に設置されている4部会(総務・文教、厚生、環境、建設)ごとの要望を、都関係各局に対して提出することを決定しました。

(要望数は、重点要望52項目、一般要望88項目、合計140項目)

○平成23年度政策提言テーマについて

市長会で取り組む政策提言のテーマについて審議した結果、「広域連携による災害時人的支援について」をテーマに取り組むことを決定しました。

政策提言は、多摩26市が共通して抱える課題について調査、検討を行い、事業化に向けた取り組みや、国、都などの関係機関に働きかけるものであり、平成13年から12回の政策提言を行ってきました。

今回の提言は、東日本大震災における人的支援について検証を行い、今後、多摩26市が連携して速やかな支援が行えるようにするための提言を行うものです。また、首都直下型地震の発生が懸念されていることから、多摩地域の自治体が、他の地域から支援を受ける立場、いわゆる「受援」の際においても逆の立場として参考になるものと考えています。



町村会から

7月25日(月)に、町村長会議が開催されました。主な内容については、下記のとおりです。

○東京都等からの連絡事項について

東日本大震災に伴う災害廃棄物の受入について東京都環境局から説明があり、また東京都市町村清掃協議会から都の提案に対する協議結果について説明がありました。

○役員を選出について

総務部会長に河村文夫・奥多摩町長、事業部会長に浅沼道徳・八丈町長、監事に橋本聖二・日の出町長、石野田富弘・神津島村長、顧問に出川長芳・新島村長が選出されました。

○平成24年度東京都予算編成に対する要望事項について

8月3日(水)開催の町村長・町村議会議長合同会議において、平成24年度東京都予算編成に対する要望事項について協議・決定し、同日、都の関係各局に要望しました。

平成24年度要望項目数 113(平成23年度 114)
新規要望(7項目)

- (1) 災害発生時における広域連携
- (2) 島しょ地域における地元企業の受注機会の増大
- (3) 世界ジオパーク認定に向けた施策の推進
- (4) 森林再生事業(間伐)の拡大
- (5) 地球温暖化防止策における再生可能エネルギー対策への財政支援等の強化
- (6) 森林・林業再生プランの推進
- (7) ダム本体の安全対策と情報共有

紙面の都合で「ttt Break」と「編集後記」はお休みします。

とっておき特産物

第4回 武蔵野市「東京うど」



色白で薰り高い、 武蔵野市の特産品「東京うど」

春に旬を迎える「東京うど」は、純白で美しく、独特の香りとしゃきしゃきとした歯触り、淡白な味が特徴で、市場でも評価の高いブランドの野菜となっています。

東京うどの栽培の歴史は古く、江戸時代後期の文化年間(1804~1818年)に始められたといわれています。そして武蔵野市吉祥寺がその発祥の地のひとつと言われており、以後約200年にわたり、私たちの食卓に春の彩りを添えています。

とれたてうどの販売所 「武蔵野新鮮館」

東京うどの栽培方法は、地中に「室(むろ)」とよばれる穴蔵を掘り、その中で栽培するのが一般的です。地中で栽培することで温度を一定に保ちやすく、また真っ白なうどを育てるために光を遮ることができます。

現在、武蔵野市内の生産者団体である武蔵野市東京うど組合の会員数は12軒で、毎年2月中旬に開催される「うど品評会」ではその年のうどの出来を生産者が競います。また、試食会も行われ、来場者には酢味噌やきんぴらなど、さまざまなうど料理が振る舞われます。

JA東京むさしが生産物を直売する「武蔵野新鮮館」では、収穫されたばかりのうどを販売しています。収穫時のみの販売なので出荷状況は確認が必要とのことです。

来春はぜひ武蔵野市産の「東京うど」で、春の訪れを味わってみてください!

(記事・写真提供: 武蔵野市生活経済課)
☎0422-60-1832



発行 (財) 東京市町村自治調査会
責任者 桑原正志
〒183-0052 東京都府中市新町2-77-1
東京自治会館4F
TEL 042(382)7722・0068
ホームページ <http://www.tama-100.or.jp/>